

インターネット 更新手続きマニュアル

昨年<書類>で更新したお客様用



※ご使用のパソコン、メール、キーボード、印刷などの設定方法などにつきましてはお客様自身もしくは貴社内でご確認いただきますようお願いいたします。

1 「日事連サービス」のホームページへアクセス

検索サイト(ヤフー、グーグルなど)で

日事連サービス

検索

QRコードからもHPへいけます。



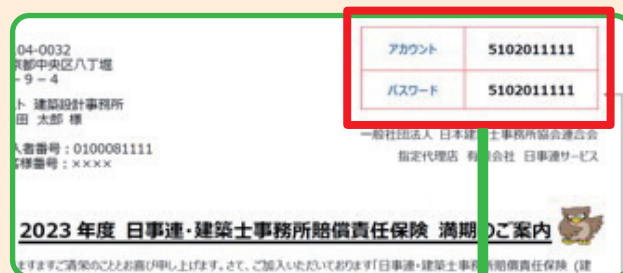
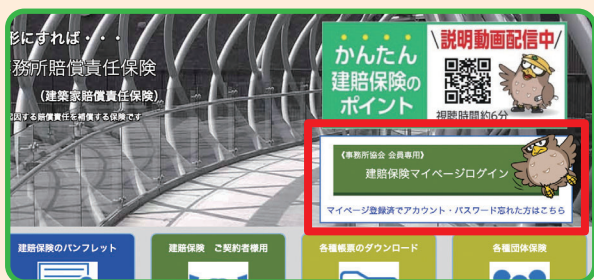
「日事連サービス」と「日事連」のホームページは異なりますのでご注意ください。(日事連サービスのHPはふくろう目印。)



2 「建賠保険マイページ」へログイン

赤枠部をクリック

同封の送付状右上にアカウントとパスワードを記載。



アカウントとパスワードを入力し
ログインボタンをクリック

【重要】以下に該当の場合更新のお手続きはできません。代理店までご連絡ください。
 ・事務所協会を既に退会された方 ・事務所登録を抹消し廃業された方

3 WEB更新申請を行う

赤枠部をクリック

赤枠部をクリック※

【1】現在ご登録の事務所情報をご確認ください。 ※変更がなければそのまま「次へ」

登録項目	現在ご登録内容(変更前)	変更後
会籍 (必須)	会籍	会員
法人 個人 (必須)	法人	法人
役職 (必須)	代表者	代表者
事務所名 (必須)	デザイン事務所	デザイン事務所
法人名 (必須)	デザイン株式会社	デザイン株式会社
代表者名 (必須)	代表者	代表者
代表者の氏名 (必須)	代表者	代表者
郵便番号 (必須)	111-1111	111-1111
都道府県 (必須)	東京都	東京都
市区町村 (必須)	中央区	中央区
丁番、番地、号 (必須)	1-1-1	1-1-1
電話番号 (半角数字) (必須)	111-1111-1111	111-1111-1111
FAX番号 (半角数字) (任意)		
代表者携帯番号 (半角数字) (任意)		
Eメールアドレス (半角) (必須)	代表者@design.com	代表者@design.com
別添付名 (任意)		
代表者携帯番号 (半角数字) (任意)		
別添付電話番号 (半角数字) (任意)		
別添付FAX番号 (半角数字) (任意)		

【ご注意ください】

本保険は事務所登録をし、なおかつ事務所協会の会員として入会している設計事務所が加入できる保険ですので、事務所登録と同一の情報で、本保険もご登録ください。



変更がある方

変更項目のみ書き換えてください。

(赤枠部)

・個人法人で変更があった場合「個人」or「法人」、役職名の記載漏れ、削除漏れにご注意ください。

変更がない方

「次へ」ボタンを押す。

入力が完了したら「次へ」ボタンを押す。

【2】現在ご登録の口座情報をご確認ください。 ※変更しない場合はそのまま「次へ」

変更がある方
「変更」ボタンを押す。

変更がない方
「次へ」ボタンを押す。

変更理由を選択

選択してください

- 口座振替を希望した
- 振替口座を変更した
- 口座番号を変更した
- 口座名義人を変更した
- 口座振替をするその他

選択したら「次へ」

上記内容を確認しました

・今回は支払方法は振込みになること
・口座振替の再登録をすること
上記2点を了承し、確認ボタンを押す。

【3】現場での新たなトラブル、他で建賠保険へ加入しているかをご回答ください。《告知》

《質問1》※入力必須

代理店や保険会社に報告していない新たなトラブルが発生している場合は「はい」。新たなトラブルは発生していない、もしくはトラブルは発生しているが、既に代理店や保険会社に報告していれば「いいえ」。

《質問2》

質問1で「はい」と回答いただいた場合はトラブルの詳細を入力。

※「いいえ」で回答の場合は入力不要。

《質問3》※入力必須

事務所協会以外の「士会連合会」「JIA」などで建賠保険にご加入の方は「はい」でご回答ください。本保険以外で建賠保険には加入していない方は「いいえ」でご回答ください。

※建賠保険以外の賠償責任保険（施設、設備、構造、個人賠償責任保険など）は「いいえ」でご回答ください。

《質問4》

質問3で「はい」と回答いただいた場合は各項目を回答。

※「いいえ」で回答の場合は入力不要。

告知事項申告

以下の質問事項にお答えください。

判別、割増に関するデータを本ページ下部に掲載しております。
なにも記載がない場合は判別、割増どちらも該当などとなります。

質問	ご回答欄
1 本保険で補償の対象となる危険について将来損害賠償請求を受けおそれのある事実が既に発生していることを知っていますか。 (※1で「はい」の場合は必須)	○はい ○いいえ
2 上記1が「はい」の場合は損害賠償請求及びその原因となる事実について具体的な内容を記入ください。 (※1で「はい」の場合は必須)	
3 他の団体などで建賠保険契約または共済契約がありますか。 (※1で「はい」の場合は必須)	○はい ○いいえ
4 ※上記3が「はい」の場合はその具体的な内容を記入ください (※4で「はい」の場合は必須)	団体名 保険の種類 高額日 選択 月 日 支払限度額(半角数字) 万円

戻る 次へ

【4】ご加入のプランをご確認ください。 ※変更しない場合はそのまま「次へ」

■ 次年度の補償内容について

次年度加入プランをご確認ください。

- ・オプションプランは別途保険料がかかります。
- ・最低保険料制度があるためプラン変更しても保険料が変わらないケース

変更がある方

項目	現在の加入プラン	変更	次年度加入プラン
【基本プラン】 加入タイプ	Fタイプ (支払限度額 2億円)		F 支払限度額 2億円
【基本プラン】 免責金額	10万円		10万円
【オプションプラン】 損害拡大防止補償	加入		加入する
【オプションプラン】 構造基準未達補償	加入		加入する
【オプションプラン】 法令基準未達補償	加入		加入する
【オプションプラン】 建物調査業務補償	加入		加入する
【オプションプラン】 サイバーリスク補償	加入		加入する

戻る **次へ**

【ご注意ください】
最低保険料が適用になっている場合はプランを変更しても保険料が変わりません。プラン変更してお手続きする場合は、必ずご確認の上お手続きください。 ※最低保険料についての詳細はパンフレットにてご確認ください。

変更がない方
そのまま「次へ」ボタンを押す。

変更したい項目を選択

項目	現在の加入プラン	変更	次年度加入プラン
【基本プラン】 加入タイプ	Fタイプ (支払限度額 2億円)		F 支払限度額 2億円
【基本プラン】 免責金額	10万円		10万円
【オプションプラン】 損害拡大防止補償	加入		加入する
【オプションプラン】 構造基準未達補償	加入		加入する
【オプションプラン】 法令基準未達補償	加入		加入する
【オプションプラン】 建物調査業務補償	加入		加入する
【オプションプラン】 サイバーリスク補償	加入		加入する

選択したら「次へ」 **次へ**

【5】確定している、最も新しい会計年度期間とその期間の設計監理料をご申告ください。

■ 前年度売上実績の申告

年間設計監理料を入力

印刷料を算出するため、以下に設計監理料の申告をお願いします。

- 法人事務所 → 前年度に確定している決算年度
- 個人事務所 → 前年度の確定している確定申告の売上実績

以下計算

① 前年度、コンサルティング、建築設計などの設計監理料の売上は申告してください。

② 法人、個人ともに前年度に確定している決算年度、確定申告の売上実績を入力してください。

③ 売上実績の平均値を算出します。①の平均値を②の平均値で割ります。

④ 前年度に確定している決算年度、確定申告の売上実績を入力してください。

⑤ 前年度に確定している決算年度、確定申告の売上実績を入力してください。

設計監理料 申告年度 万円

建物調査業務補償付帯の方のみ表示されます。

建物調査業務売上高を入力

設計監理料と売上実績の関係を平均してください。

- 法人事務所 → 前年度の確定している決算年度
- 個人事務所 → 前年度の確定している確定申告の売上実績

前年度に確定している決算年度、確定申告の売上実績を入力してください。

確定している最も新しい会計年度期間を入力

期首日 終日

同封の「更新加入依頼書」に昨年申告された数値を記載しています。入力の際の参考になさってください。

戻る **次へ**

【会計年度期間と設計監理料について】

- ・会計年度期間に変更がなければ「更新加入依頼書」に記載されている次の期(1年後)の会計年度期間とその期間の設計監理料をご申告ください。(建物調査業務売上高も同様)
- ・会計年度期間に変更があった場合は、変更となった会計年度期間をご選択ください。「決算期間に変更がある」にチェックを入れてください。ご選択いただいた期間の設計監理料をご申告ください。(建物調査業務売上高も同様)

※ただし、前回ご申告してから次年度の数字が確定していない、もしくは次年度の期末日が到来していない場合は前回と同じ数値でご申告ください。

【6】 前回の会計年度期間をご確認ください。 (右欄に今回ご申告の期間を必ずご記入ください)

前回の会計年度期間 期首: 2020年4月1日 期末: 2021年3月31日

【7】 前回の申告数字(年間設計監理料)をご確認ください。 (右欄に申告数字を必ずご記入ください)

前回の年間設計監理料 1234 万円

【8】 現在の補償内容をご確認ください。 (変更がない場合は「E」タイプ、変更があれば「F」タイプを選択してください)

項目	現在の加入プラン
基本プラン	加入タイプ E タイプ
免責金額	10 万円

【6】ご入力いただいた内容をご確認いただき、更新申請を行ってください。

[illegible][illegible]

こちらを押すと【更新申請】されます。

◆ 更新申請後は代理店からメールでお知らせがくるまでお待ちください。◆

申請後、代理店にて事務処理が完了（申請から1日～1週間後が目安）しましたら、メールでご連絡差上げます。メール受信後「口座振替のご案内」「請求書」「加入者証」のダウンロードがマイページから可能となります。

※ただし振込みのお客様の加入者証は入金確認後可能となります。

よくあるご質問 (FAQ)

ご照会の前にこちらをご確認ください。

①本保険は事務所協会の会員事務所の方専用の団体保険です。会員外の方、別の団体の会員の方は加入できません。

②事務所登録を行った上で各都道府県の事務所協会に入会している方が会員となります。事務所登録だけでは会員としてのお取扱いはできません。

③WEB更新手続きをするには、まずどうすればいいの？

→建賠保険の取扱い代理店である「日事連サービスのホームページ」の右上「建賠保険マイページログイン」をクリックください。事前にご送信しておりますご案内メールに、日事連サービスのホームページのリンクを貼ってございます。そちらもご利用ください。

▶本マニュアル1をご覧ください。

④マイページにログインする「アカウント・パスワード」が分からない

→日事連サービスのホームページ右上「アカウントパスワードを忘れた方はこちら」をクリック。ご登録のメールアドレスへアカウントパスワードをお知らせいたします。

▶本マニュアル2をご覧ください。

⑤口座振替で登録しているのに振込みしてください、と連絡がきた。どうしてか？

→更新のお手続きの際に「登録口座の情報に変更があった場合」は口座振替ができません。(代表者の変更や金融機関の変更など。)その場合は、今回の保険料は指定の口座にお振込みいただけます。お手続きが完了しましたら、改めて口座登録に必要な書類を代理店より郵送いたしますので、再登録をお願いいたします。

⑥保険料の支払いを口座振替以外にできませんか？

→本保険は団体保険となっており、保険料のお支払いについては「口座振替のみ」となっております。短期間にたくさんのご入金があった場合、入金確認などの事務処理に対応ができませんので、振込みにつきましては基本的には⑤のケースのみとさせていただいております。

⑦事務所協会を退会した、事務所を廃業した、保険を継続したくない場合はどうしたらよいの？

→代理店から事前にお送りしているメールに、今後のご意向を記載しご連絡ください。折返し必要な手続きについてご案内させていただきます。本保険は非会員として保険をご継続いただくことも可能です。

⑧会計年度期間とはなにか？なぜ売上高を申告する必要があるのか？また、なぜ見込みの金額ではだめなのか？

→会計年度期間とは法人であれば「決算期間」、個人事務所であれば「確定申告の申告期間」となります。よって、申告いただく期間は“丸1年間が原則”となります。その期間の「設計監理料」をご申告いただくことによって、その数値を元に保険料を算出いたします。確定している数値で保険料を算出することによって、「確定精算」という処理を省略できるので確定している売上高をご申告いただいております。

⑨まだ、今期の売上高が確定していない、または会計年度が変わった場合はどうしたらよいのか？

→確定していない場合は、その前年度の期間と実績数字をご申告いただければ結構です。変更があった場合は変更した期間の実績数字をご申告ください。

※昨年と同じ数値をご申告いただいても結構です。また、変更があった場合は丸1年に満たない場合はその理由をご申告ください。

⑩見積書が欲しい

→更新手続きボタンを押す前に見積書の印刷ができます。申請前に保険料や補償内容の確認ができますのでご利用ください。

ただし、印刷してから一定時間が経過して再操作した場合エラーメッセージがでて最初からご入力いただくこともございます。(セキュリティ上、セッションが切れるためです。ご了承ください。)

※申請後、のマイページトップ画面から印刷することもできます。

⑪加入者証や請求書や口座振替についての書類が届かない

→WEB更新のお客様については郵送物はございません。

マイページから必要な書類をダウンロード(印刷)していただけます。

WEB更新申請後、代理店から事務処理完了のお知らせがメールで届きましたら、マイページから各種帳票類が印刷可能となります。

印刷方法や設定につきましてはご使用のブラウザによって異なります。お客様にてご確認ください。

⑫加入者証や請求書や口座振替についての書類が印刷できない

→WEB更新申請後、代理店よりメールでご連絡差し上げます。目安は申請後1日～1週間ほどとなります。

なお、お振込みの場合、加入者証の印刷は保険料のご入金後となります。

▼マイページトップ画面



WEB更新手続きについて

WEB更新は、
従来の書類でのお手続きに比べ、
とても便利です。

WEB更新は、書類でのお手続きに代えて、
WEBでお手続きをいただく仕組みです。
パソコンやスマートフォン等でお手続きが可能です。

▶ 事前に保険料が分かって便利

書類でのお手続きでは、保険料案内の書類が届くまで保険料が分からない仕組みでした。
WEBでのお手続きであれば保険料の試算機能がついているので、更新申請する前でも保険料が分かります。

▶ WEB割引でお得

WEB更新いただくとWEB割引として500円割引させていただきます。

▶ 書類のやり取りがなくなって快適

WEB更新ですと書類のやり取りが不要です。

ご登録の「建賠保険マイページ」からいつでも取り出し可能です。

急な書類の提出の際にも慌てずにご準備がいただけます。

口座振替の書類、請求書や加入者証を必要に応じて印刷ください。

※ただし、口座登録もしくは再登録する際は書類をご提出いただく必要があります。

	WEB更新	書類更新
保険料	事前に分かる	事前に分からない
割引	500円割引	割引なし
郵送物	なし(マイページから印刷)	全て書類送付～返送
ハンコ	不要	必須
進捗連絡	進捗毎にメール連絡	手続き終了後に書類送付
加入者証	更新申請後約2週間	毎年4月1日頃

▶ ハンコ不要でリモートワークにも対応

書類でのお手続きではハンコをご押印いただいておりますが、WEBでのお手続きですとハンコは不要です。

▶ 進捗確認はメールでお知らせ

書類でのお手続きではお手続き完了後に加入者証が送付されるまではお手続きの進捗が分かりませんでしたが、WEB更新手続きではメールで進捗状況を都度ご連絡差し上げます。

▶ 加入者証をすばやく入手

書類でのお手続きでは補償開始日間際で加入者証が発行されていますが、マイページから印刷できるので今までより1か月以上早く加入者証を手にすることができます。

※保険料を振込みでお支払いのお客様は保険料着金確認後に加入者証が印刷可能になります。

